

# 美郷町認知症SOSおたすけネットワークシステム事業実施要綱

## （趣旨）

第1条 本要綱は、認知症家族を支援する「美郷町認知症SOSおたすけネットワークシステム」（以下「SOSおたすけ事業」という。）の実施に際し、必要な事項を定めるものとする。

## （目的）

第2条 「SOSおたすけ事業」は、認知症の早期発見・早期治療、医療・福祉・介護及びその他関係機関等の連携強化及び認知症を抱える家族の支援と地域における認知症の理解を深め、地域で認知症の方の生活を支える取組みを促進することにより、認知症の方が安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めることを目的とする。

## （内容）

第3条 前条の目的を果たすために次の取組みを行うものとする。

- （1）行政、医療、介護等の関係機関等の連携強化のしくみづくり
- （2）認知症の方の検索ボランティア等の人材育成
- （3）認知症に対する理解促進及び認知症の方の人権等に関する意識啓発
- （4）その他認知症の方が暮らしやすい地域づくりの促進

## （対象）

第4条 「SOSおたすけ事業」は、行政、警察、消防、地域住民、医療機関、介護・福祉関連の事業所、美郷町民生児童委員、社協サポーター、認知症サポーター、商店・企業等と連携して実施するものとする。

2 前項に掲げた住民、関連機関は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- （1）特定の政治活動、宗教活動に関係していないこと。
- （2）営利を目的とするものではないこと。
- （3）公序良俗に反しないこと。

## （実施方法）

第5条 「SOSおたすけ事業」は、必要時に応じて関係機関等と意見交換を行うものとする。

## （その他）

第6条 本要綱に定めるもののほか、「SOSおたすけ事業」に必要な事項は会長が定める。

## （附則）

本要綱は、平成24年8月23日から施行する。

## 美郷町認知症SOSおたすけネットワークシステム利用手順

- ・認知症による徘徊のため行方がわからなくなった方を、認知症 SOS おたすけネットワーク機関が協力して、できるだけ早く家族の元へ安全にお返しするためのシステムです。

---

### 認知症 SOS おたすけネットワークによる検索

#### ■利用方法

##### (1) 事業対象者

美郷町内に住所を有し、認知症により徘徊のおそれのある高齢者等

##### (2) 利用方法

- ・事前登録：徘徊のおそれのある高齢者等の情報を「美郷町認知症SOSおたすけネットワーク登録票（様式1）」で、認知症 SOS おたすけネットワーク窓口である美郷町社会福祉協議会に登録。
- ・行方不明時：「あっ！いない」と気づいたら、まず、警察に届出。  
認知症 SOS おたすけネットワーク窓口である美郷町社会福祉協議会に「美郷町認知症 SOS おたすけネットワーク検索依頼票（様式2）」を提出。

※事前登録されていない方でも、行方不明になられた場合は、手続きにより支援を受けることができる。

#### ■検索

##### (3) 検索協力依頼

美郷町社会福祉協議会では、発見協力機関へ一斉メール等にて行方不明者の情報（写真付き）を発信し、情報提供の協力依頼。

##### (4) 発見・保護

発見者は、美郷町社会福祉協議会へ連絡。

---

### 認知症 SOS おたすけネットワーク協力機関

#### ■発見協力機関の登録

- ・美郷町認知症 SOS おたすけネットワークシステム事業に賛同し、協力体制のとれる商店・施設・企業・団体等は「美郷町認知症 SOS おたすけネットワークシステム協力登録票（様式3）」で認知症 SOS おたすけネットワーク窓口である美郷町社会福祉協議会に登録。個人は、「QRコード」または「美郷町認知症 SOS おたすけネットワークシステム協力登録票（様式4）」で登録。

#### ■支援体制

- ・発見協力機関は、日常業務の中で徘徊している方を発見した場合は、健康状態等を確認するとともに、美郷町社会福祉協議会に連絡。
- ・「認知症 SOS おたすけネットワーク」にて検索一斉メール等を受けた場合は、日常業務の中で目撃情報の提供を行う。行方不明者を発見した時は、美郷町社会福祉協議会に連絡する。（具体的な検索活動は依頼しません。）
- ・行方不明者が発見された時は、美郷町社会福祉協議会より協力機関へ発見報告メール等で連絡します。

## 認知症 SOS おたすけネットワーク利用登録について

### ■登録方法

#### (1) 事業対象者

美郷町内に住所を有し、認知症により徘徊のおそれのある高齢者等

#### (2) 利用方法

- ・事前登録：徘徊のおそれのある高齢者等の情報を「美郷町認知症SOSおたすけネットワーク登録票（様式1）」で、認知症SOSおたすけネットワーク窓口である美郷町社会福祉協議会に登録。
- ・行方不明時：「あっ！いない」と気づいたら、まず、警察に届出。  
認知症SOSおたすけネットワーク窓口である美郷町社会福祉協議会に「美郷町認知症SOSおたすけネットワーク検索依頼票（様式2）」を提出。

※事前登録されていない方でも、行方不明になられた場合は、手続きにより支援を受けることができる。

### ■検索

#### (3) 検索協力依頼

美郷町社会福祉協議会では、発見協力機関へ一斉メール等にて行方不明者の情報（写真付き）を発信し、協力依頼。

#### (4) 発見・保護

目撃情報を美郷町社会福祉協議会へ連絡。  
発見者は、美郷町社会福祉協議会へ連絡。

### ■家族の元へ

## 協力機関用

# 認知症 SOS おたすけネットワーク協力機関の登録について

## 目的

認知症になっても安心して生活できるよう地域全体で見守りネットワークを構築し、認知症による徘徊のため行方がわからなくなった方を、できるだけ早く家族の元へ安全にお返しするためのシステムです。

## 協力内容

■ 日常業務の中で、協力支援を行います。

① 緊急支援として認知症による徘徊のため行方がわからなくなった方の目撃情報の提供。

● 搜索協力の連絡方法

- ・ パソコンメールアドレス・FAX 等届出した連絡先に、写真付きの情報を送信します。
- ・ 行方不明者が発見された時は、発見報告の連絡を送信します。

② 日常見守り支援の協力。

● 様子がおかしい、服装が不自然、うろうろしている、といった徘徊している方を見かけたら

- ・ まず、やさしく声をかけましょう。
- ・ 行方がわからなくならないように見守りましょう。
- ・ 長時間歩いていることもあるので、水やお茶などの飲み物をすすめて下さい。
- ・ 近隣に認知症の方がいる場合、やさしく見守りましょう。

● 認知症の方で自宅の連絡先を書いたものを衣類につけている場合

⇒ 記載先へ連絡

● 認知症の方で身元確認が不可能な場合

⇒ 認知症 SOS おたすけネットワーク窓口である美郷町社会福祉協議会へ連絡

## 協力機関の登録について

- ・ 登録費用はかかりませんが、送受信にかかる通話料はご負担ください。
- ・ 「美郷町認知症 SOS おたすけネットワークシステム協力登録票」により美郷町社会福祉協議会へ登録します。